(六) 労働者の労働条件の確保等

東日本大震災の影響やそれに伴う電力不足対策のために解雇や労働条件を見直そうとする場合に、当該企業の労使からの相談等があった場合は、労働基準監督署はきめ細かに対応する。

(七) 除染等業務従事者の放射線障害防止対策の徹底

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成二十三年厚生労働省令第百五十二号。以下「除染電離則」という。）第二条第八項に規定する除染等業務（以下「除染等業務」という。）に従事する労働者の放射線障害を防止するため、平成二十四年一月一日から施行された除染電離則及び「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成二十三年十二月二十二日付け基発千二百二十二第六号。以下「ガイドライン」という。）に基づく措置等が適切に実施されるよう、労働基準監督署等は除染等業務を行う事業者に対する監督指導等を徹底する。なお、除染等業務を行う事業者に対する監督指導等に当たっては、当該除染等業務の発注者である地方自治体等との連携を図る。

また、今後の除染作業の進展、避難区域の縮小に伴い、避難区域内における生活インフラの復旧工事等も活発化することが予想されるが、土壌の掘削等、除染電離則第五条第一項に規定する除染等作業と同様の被ばくが予想される作業を含む工事等を実施する事業者に対し、ガイドラインに規定されている事項のうち、被ばく線量管理、汚染拡大防止、内部被ばく防止のための措置、労働者に対する教育等のうち、必要な事項を実施するよう労働基準監督署等は指導等を行う。

(八) 東京電力福島第一原発の緊急作業従事者に対する健康管理対策

東京電力福島第一原子力発電所（以下「東電福島第一原発」という。）において放射線業務及び各種工事に従事する労働者の放射線障害を防止するため、東京電力及び元方事業者並びに関係事業者に対する被ばく管理、健康管理等に関し、労働基準監督署は必要な監督指導等を行う。

また、一定の線量を超える緊急作業従事者に対しては、事業者が「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（平成二十三年十月十一日付け公示第五号）に基づくがん検診等を実施するよう指導を行う。

さらに、一定の線量を超える被ばくをした緊急作業従事者が就業上の不利益な取扱いを受けることのないよう、事業場に対し、その処遇、配置等について配慮することを指導していることから、必要に応じ事業場に対する指導や緊急作業従事者の就業支援等を行う。

(九) 復旧・復興工事災害防止対策の徹底

東日本大震災の復旧・復興工事については、現在、被災地において実施されている建築物等の解体工事における労働災害防止対策を引き続き徹底するとともに、被災地の地方自治体が作成した復興計画に基づき、今後、進展が見込まれる復興工事については、地方自治体の発注情報を把握した上で、集団指導、パトロール、個別指導等を組み合わせることにより効果的・効率的な指導を実施する。

また、復旧・復興工事には、被災者や他業種の労働者が建設関係業務において新たに就業することが予想されるため、新規入職者に対する安全衛生教育が確実に行われるよう徹底する。

(十) 雇用保険の広域延長給付の支給

被災三県の沿岸部及び東電福島第一原発の事故による警戒区域・計画的避難区域については、雇用保険法に規定されている広域延長給付の要件を満たしたことから、平成二十三年十月一日から平成二十四年九月三十日までの間、当該地域を広域延長給付の対象地域として指定しているところであり、引き続き円滑に支給する。

(十一) 広域延長給付等の受給者及び受給終了者の早期再就職の実現に向けた支援の徹底

東日本大震災からの復興の段階では、被災者が職に就くことで収入を得られるようにすることが重要である。このため、公共職業安定所においては、早期再就職の実現に向けた支援を徹底し、雇用保険の受給終了前の早期の段階から、求職者に一層の働きかけを行う。具体的には、雇用保険の認定日に集中的に職業相談を実施することや担当者制によるきめ細かな就職支援を行うほか、当該認定日以外にも求人情報等を送付することにより積極的な就職の働きかけ等を行う。

また、就職に向けて職業能力や資格が不足していると判断される場合は、求職者支援制度を含めた職業訓練の受講を積極的に勧めるほか、合同就職面接会や就職支援セミナー等を積極的に実施する。

さらに、被災者の心理状況を踏まえ、臨床心理士等の専門家による心の健康相談の機会を充実する。また、母子家庭の母等に対しては、担当者制による特にきめ細かな就職支援を実施する。

その他、未就職のまま雇用保険の受給を終了した被災者に対しては、公共職業安定所から定期的に連絡し、就職状況を把握するとともに、就職が決定していない者については、電子メール等による求人情報の提供や公共職業安定所での就職支援を積極的に活用するよう働きかける等、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援を継続的に行う。

二　地方自治体等と連携した雇用施策の実施

地域主権改革については、出先機関に関する「アクション・プラン」（平成二十二年十二月二十八日閣議決定）において、公共職業安定所は、「希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置等により一体的に実施」することとされた。

都道府県労働局は、この一体的実施について、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えられるよう、公共職業安定所の全国ネットワークを活用しつつ、地方自治体とともに施策の効果的な実施を図ることが重要である。

その際には、国が保有する求人情報や求職者情報等を地方自治体に提供するよう地方自治体から提案を受けた場合等についても、個人情報保護等に留意しつつ、対応することが必要である。

また、これまで展開されていた地方自治体との連携事業についても、「アクション・プラン」の趣旨を踏まえ、一層の連携・協力関係を築き、効果的な実施を図ることが重要である。具体的には、次の(一)から(四)までのとおりである。

(一) 労働分野における国と地方自治体との連携窓口

平成二十三年度に引き続き、雇用対策連絡調整会議の開催、都道府県労働局職業安定部長を連絡責任者とする地方自治体との連絡窓口の活用等により、地方自治体が実施する産業施策、福祉施策、教育施策等との緊密な連携を図り、地域の雇用情勢等に係る情報の共有に努めるとともに、相互の連携基盤を一層強化し、効果的な施策の実施を図る。

(二) 市町村連携型ふるさとハローワークにおける地方自治体と連携した職業相談・職業紹介

国と市町村とが連携し設置している市町村の庁舎等を活用した市町村連携型ふるさとハローワークにおいて、求人検索端末装置による求人情報の提供や職業相談・職業紹介等を行う。

(三) 地方自治体等の雇用関連情報の提供

公共職業安定所等の雇用関連情報コーナーにおいて、地方自治体等の実施する助成金等の雇用関連情報を収集し、利用者のニーズに応じた情報提供を行う。

(四) 地方自治体と連携した積極的な広報活動

広報活動は、国民全体の労働行政に対する理解と信頼を高めるとともに、各種施策・制度の効果的な周知を行い、その施策目標を実現する観点からも重要な課題であることを踏まえ、パンフレット等の広報媒体を、都道府県労働局等の庁舎のみならず、地方自治体等関係機関を通じ、広く頒布するよう努める。